

2 群馬県におけるDVの現状

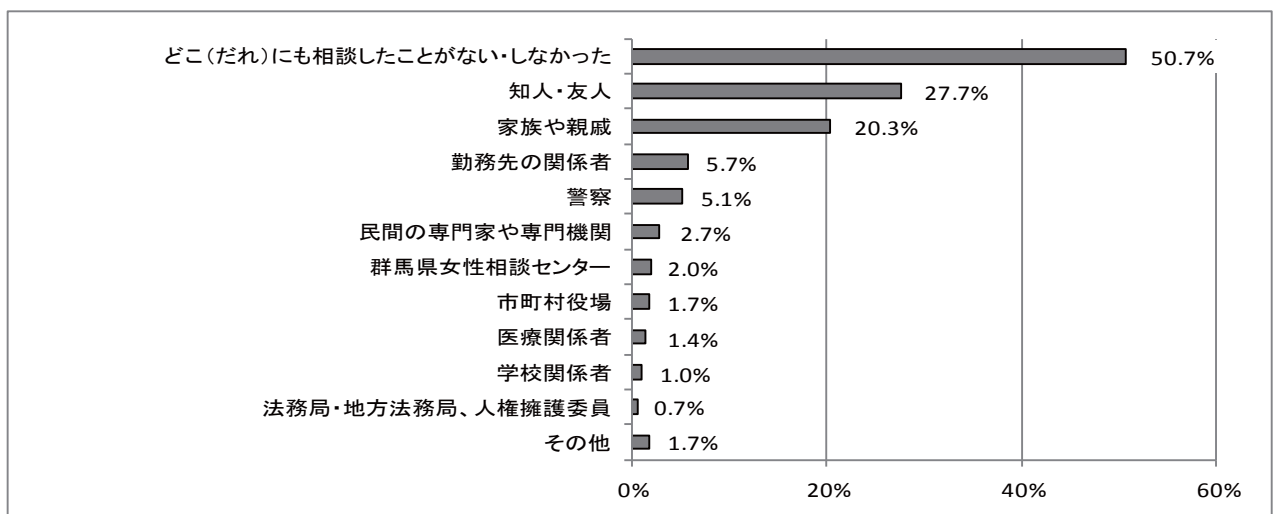
(1) 配偶者等からの暴力被害の状況（DVに関するアンケート調査※2から）

①夫婦・恋人間での暴力被害の経験

暴力被害の経験のある人は全体で14.4%となり、約7人に1人が被害経験があるとなっています。

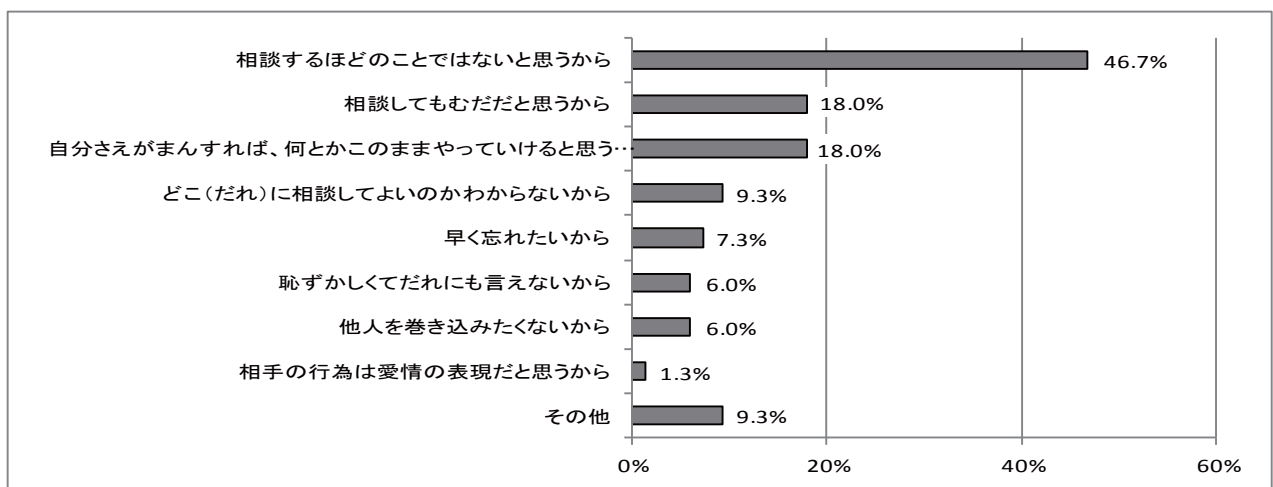
②暴力被害者の相談状況

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、「誰（どこ）にも相談しなかった」は50.7%で過半数を占めています。相談した被害者の相談先は、「友人・知人」や「家族や親戚」がそれぞれ約2割で、公的相談窓口へ相談した人の割合は少数となっています。



③相談しない理由

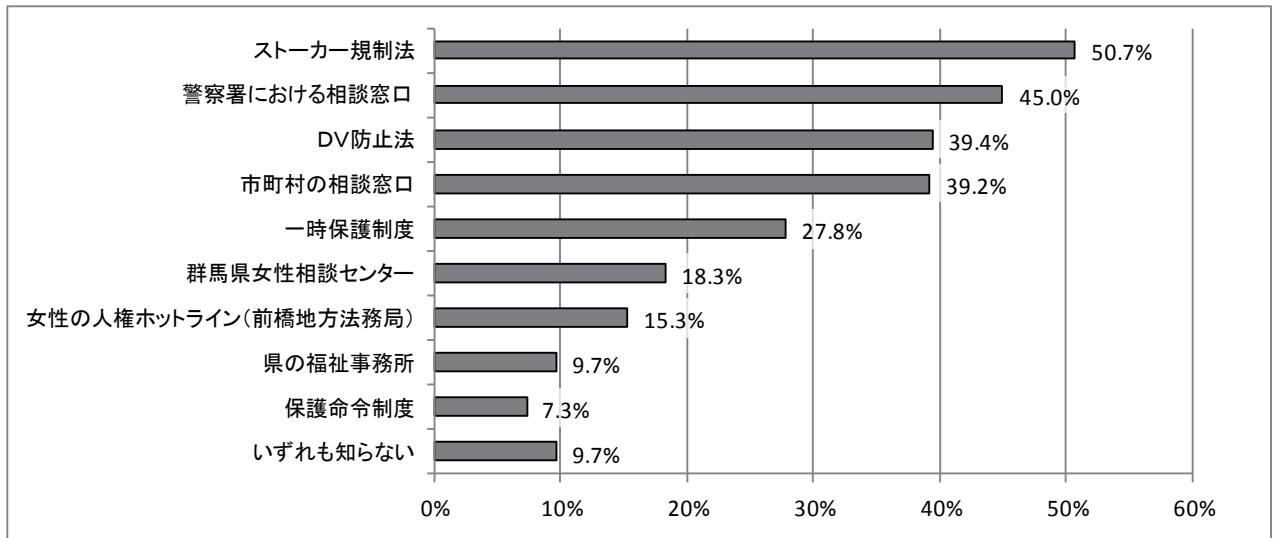
夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思うから」、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思うから」など相談することに対して消極的な回答が多くなっています。



※2 平成29年度に県で実施した「DVに関するアンケート調査」。

④暴力被害者支援のための相談窓口・制度等の認知度

相談窓口・制度等の認知度は、「ストーカー規制法」が50.7%、次いで、「警察署における相談窓口」45.0%、「DV防止法」39.4%と続き、専門機関である「県女性相談センター」の認知度は18.3%に留まっています。



【参 考】国におけるDVの状況

※平成30年3月「男女間における暴力に関する調査」(内閣府男女共同参画局)より抜粋

①配偶者からの暴力の被害経験

暴力被害の経験のある人は全体で26.1%となり、約4人に1人が被害経験があるとなっています。

②配偶者からの暴力の相談経験

配偶者から暴力被害を受けて、「相談した」が47.1%、「相談しなかった」が48.9%となっています。

③相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」が58.2%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」(34.3%)などとなっています。

④DV防止法の認知度

「法律があることも、その内容も知っている」という人は21.6%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という人は66.4%で、合わせると9割近くになっています。

⑤相談窓口の周知度(窓口とは、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)や男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、民間の専門機関など。)

配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は71.6%で、「知らなかった」は25.6%となっています。

(2) 交際相手からの暴力被害（いわゆるデートDV）の状況

（デートDVに関するアンケート調査※³から）

①交際相手からの暴力被害の経験

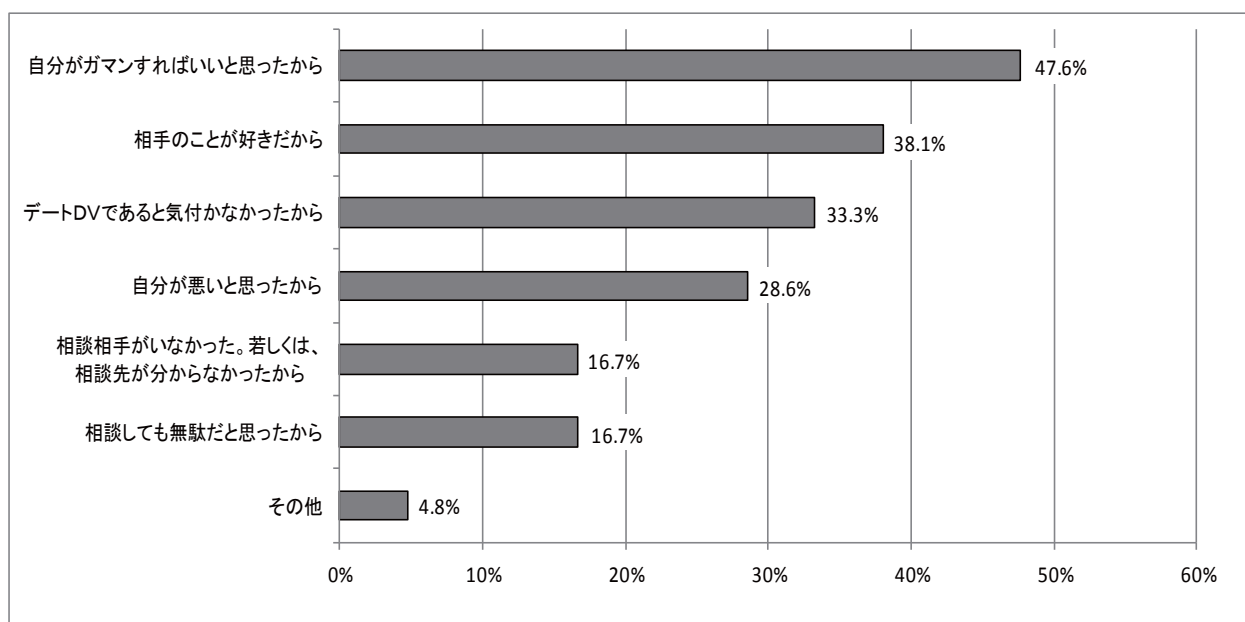
暴力被害の経験のある人は全体で8.8%となり、約1割弱の人が被害経験があるとなっています。

②暴力被害者の相談状況

交際相手から暴力被害を受けたとき、「相談した」が27.7%であり、「相談しなかった」が64.6%と約6割以上を占めています。

③相談しなかった理由

相談しなかった理由としては「自分がガマンすればいいと思ったから」が最も高いほか、「相手のことが好き」や「デートDVであると気付かなかった」などの割合が最も高く、若年層に特徴的な傾向が見られます。



④デートDVの認知度

デートDVの認知度は、「知っていた」が55.2%、「知らなかった」が43.9%となっています。

※3 平成29年度に県で実施した「デートDVに関するアンケート調査」。

【参 考】国におけるデートDVの状況

※平成 30 年 3 月「男女間における暴力に関する調査」（内閣府男女共同参画局）より抜粋

①交際相手からの暴力の被害経験

暴力被害の経験のある人は全体で 16.7% となり、約 6 人に 1 人が被害経験があるとなっています。

②交際相手からの暴力の相談経験

交際相手から暴力被害を受けて、「相談した」が 55.9%、「相談しなかった」が 41.2% となっています。

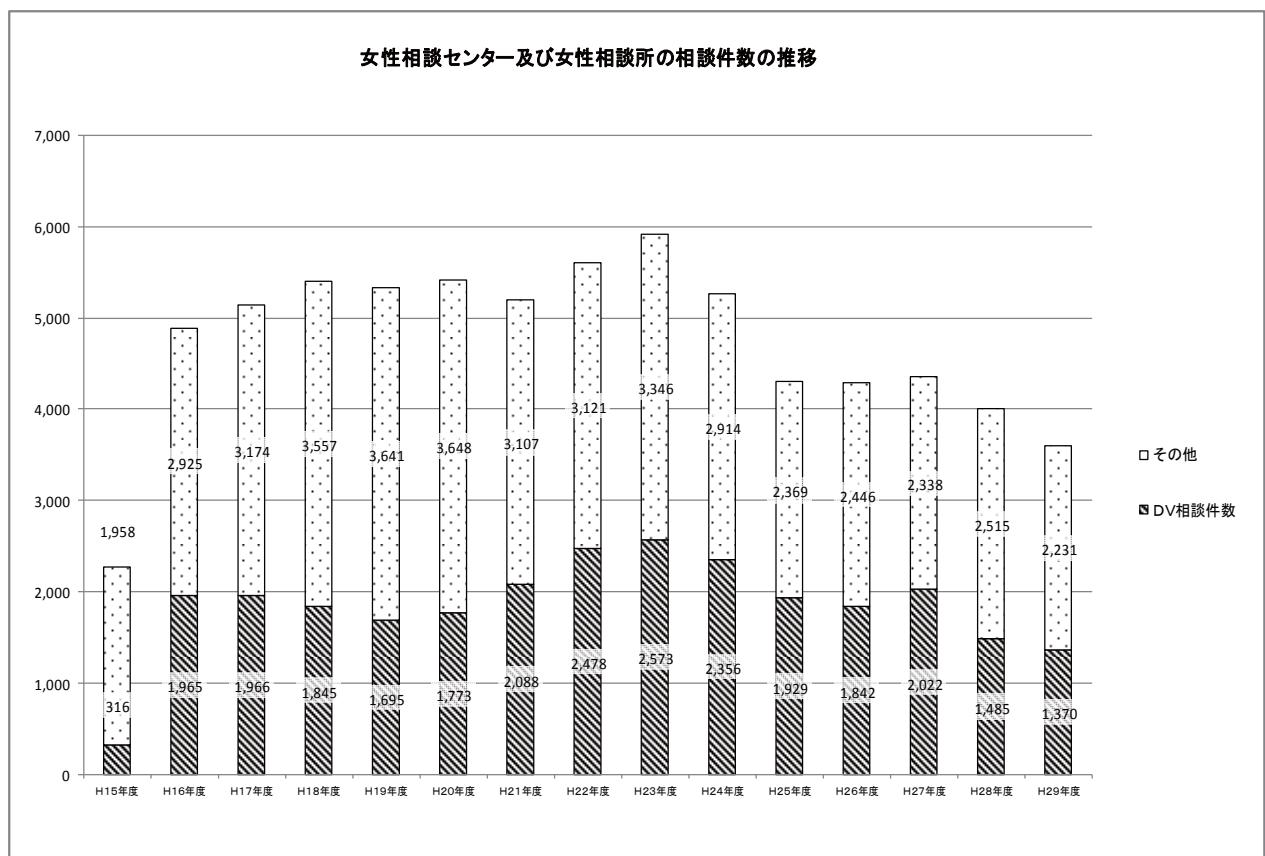
③相談しなかった理由

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が 32.5% と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」がともに 21.4% などとなっています。

(3) 女性相談所及び女性相談センターの対応状況

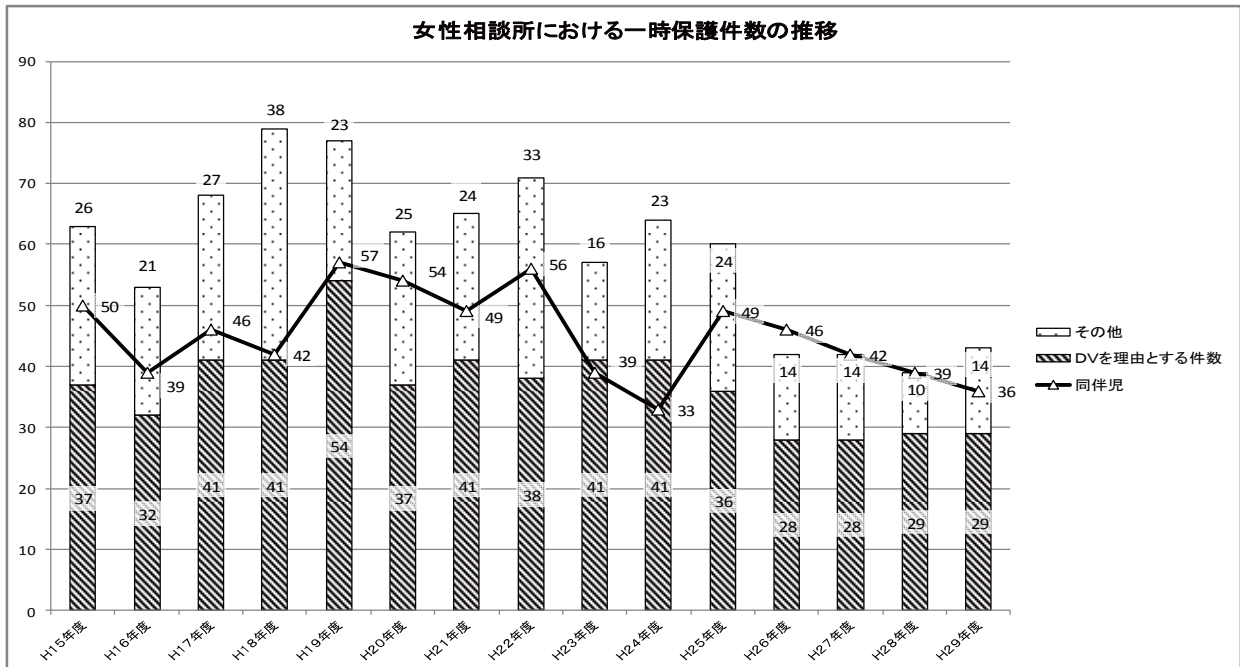
①相談件数の推移

平成 16 年度の DV 防止法の改正等に伴い、相談件数は大幅に増加したが、平成 23 年度をピークに減少傾向にあります。平成 29 年度は 1,370 件となっています。



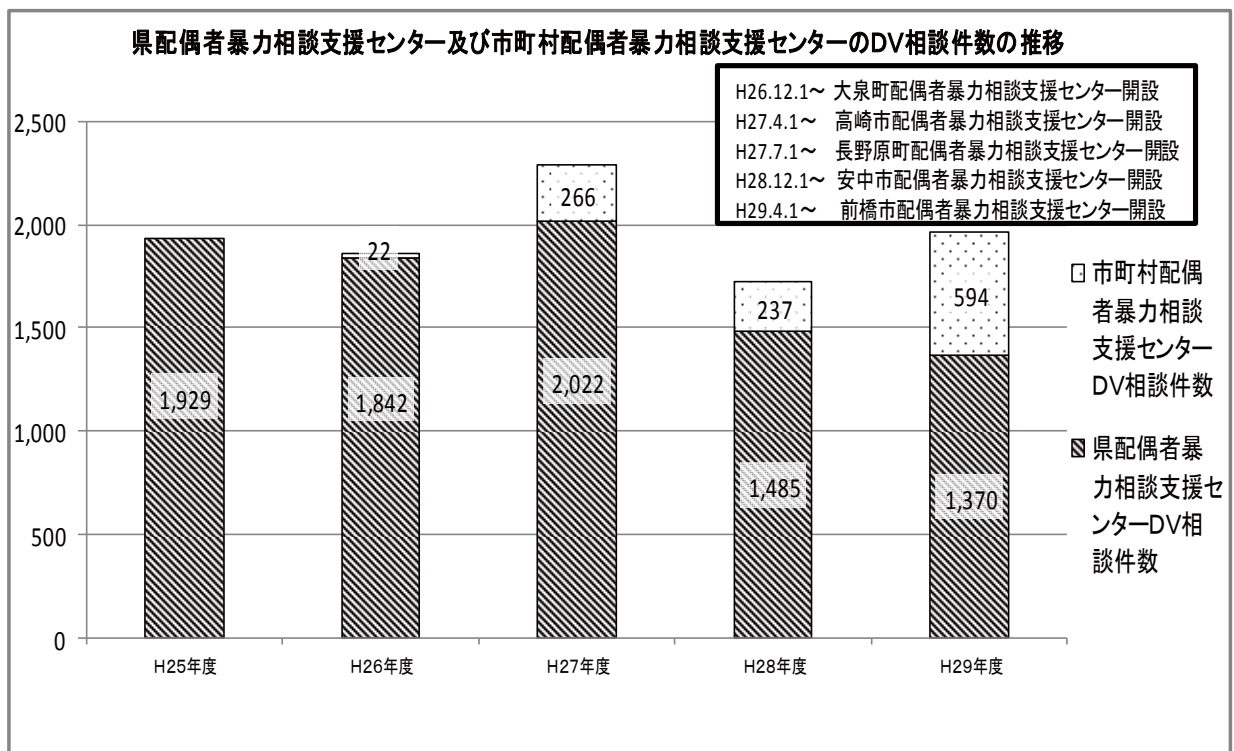
②女性相談所における一時保護件数の推移

平成15年度以降、一時保護件数は50件から70件台で推移していましたが、平成26年度以降は40件台前後と少なくなっています。うち、DVを理由とする一時保護件数が半数を超えています。また、同伴する児童の人数は、平成25年度以降、減少しています。



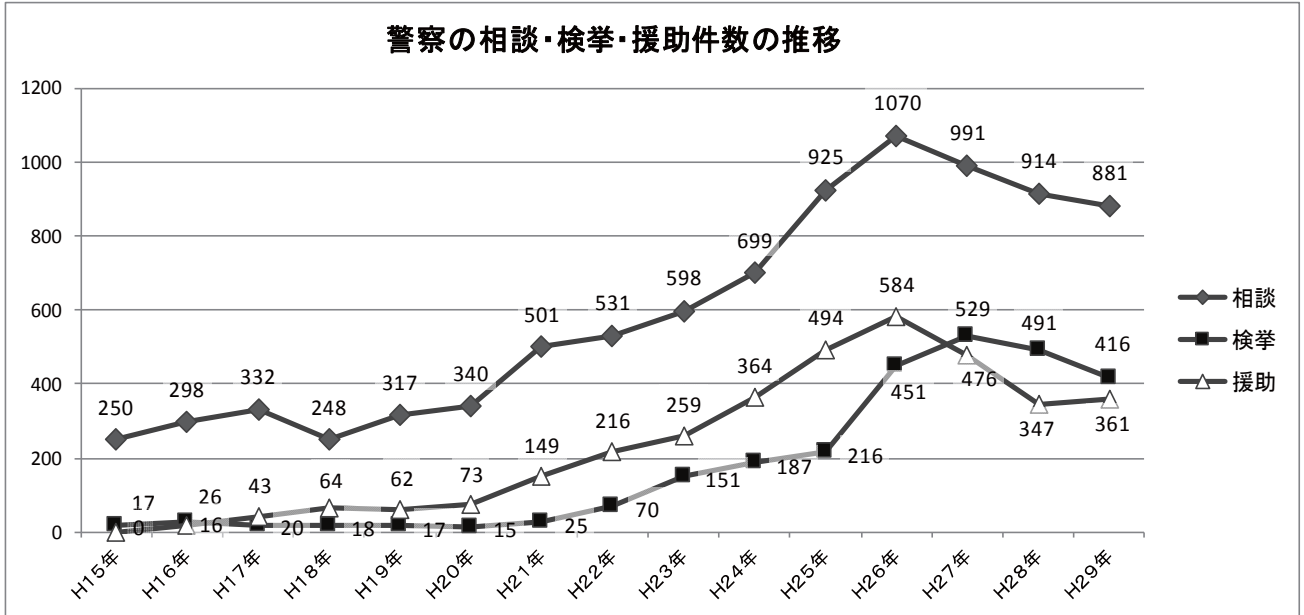
(4) 県及び市町村配偶者暴力相談支援センターにおけるDVへの対応状況

県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成27年度以降、減少傾向にあります。市町村配偶者暴力相談支援センターの相談件数は設置に伴い増加しています。



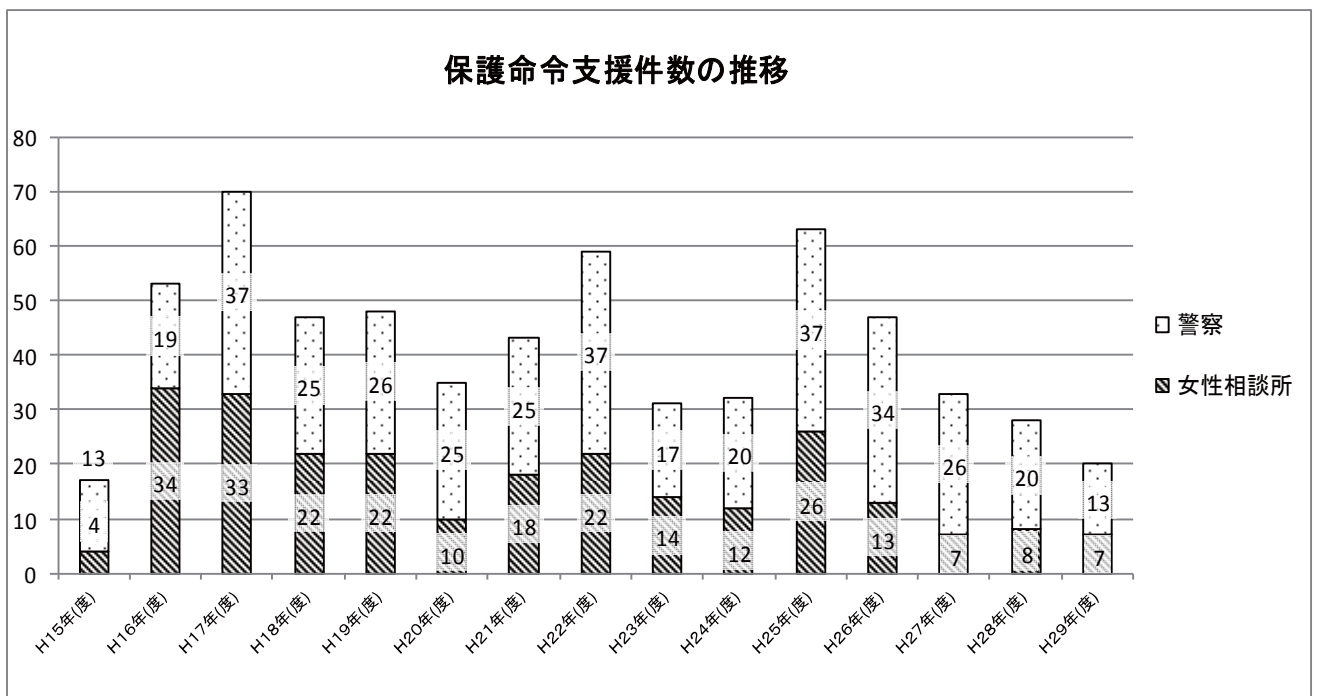
(5) 警察におけるDVへの対応状況

警察におけるDV相談（認知）、検挙及び援助件数は、いずれも平成21年以降増加していたが、平成26年度頃から減少傾向にあります。平成29年の相談件数は881件、検挙件数は416件、援助件数は361件となっています。



(6) 保護命令支援件数^{※4}の推移

平成29年（度）の保護命令支援件数は、女性相談所が7件、警察が13件となっています。平成25年度以降は減少傾向にあります。



※4 「DV防止法」第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数、また、女性相談所の件数は「年度」、警察は「暦年」で集計した数値。